

会津美里町いじめ防止基本方針

平成30年5月

会津美里町

会津美里町教育委員会

目次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	3
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	5
(4) 地域や家庭との連携	5
(5) 関係機関との連携	5
第2 いじめ防止等のために町及び教育委員会が実施する施策	6
1 組織の設置	6
(1) いじめ問題対策連絡協議会（法第14条関係）	6
(2) いじめ問題調査委員会（法第14条・第28条関係）	6
(3) いじめ問題再調査委員会（法第30条関係）	6
2 いじめ防止等のための施策	6
(1) いじめの防止	6
(2) いじめの早期発見および対処	8
第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策	9
1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条関係）	9
2 いじめの防止等の対策のための組織（法第22条関係）	9
(1) 組織の役割	9
(2) 留意事項	10
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	10
(1) いじめの防止	10
(2) 早期発見	11
(3) いじめへの対処	11
第4 重大事態への対処（法第28条関係）	13
1 重大事態の意味	13
2 重大事態の報告	13
3 調査の趣旨および調査主体について	13

4	調査を行うための組織	14
5	事実関係を明確にするための調査の実施	14
	(1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	14
	(2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	15
	(3) その他留意事項	16
6	調査結果の提供および報告	16
	(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	16
	(2) 調査結果の報告	16
7	調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	17
	(1) 再調査の実施	17
	(2) 再調査結果を踏まえた措置等	17
第5	その他	18
1	基本方針の見直し	18
2	その他	18
3	組織図等	19

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであります。

本町では、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」、「子どもと親の相談員」等を設置し、いじめ問題に悩む児童生徒や保護者等の相談に対応してきましたが、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号以下「法」という。）第 12 条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、福島県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「会津美里町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定しました。

いじめは「どの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こり得る」問題であり、早期の発見、対処が重要です。「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」であるとの認識のもとに、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知することが重要であり、いじめの認知件数の多い学校については、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組みのスタートラインに立っている」と肯定的に評価していくことが必要であります。

いじめに悩む児童生徒を徹底的に守り通すため、また、いじめを生まない環境を作っていくために、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者との強い連携の下で「いじめを生まない、いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、部活動あるいは、児童館やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断する場合には、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- いじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認しなければならない。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときはいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない事に留意すること。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行うこと。
- 外見的にはけんかやふざけあいのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極めること。
- インターネット上で悪口を書かれた当該児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏ま

えた適切な対応をとること。

○いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報共有すること。

○具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取らなければならないこと。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等（インターネットを通じて行われるものを含む。）の「暴力をともなわないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力をともなわないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力をともなういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

また、いじめは、被害・加害という二者関係だけでなく、学校全体にいじめを許容しない雰囲気形成されることが大切であり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

なお、下記の児童生徒等を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、「いじめの芽」や「いじめの兆候」もいじめであると認識し、積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行い、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭と連携する。例えばPTAや民生児童委員協議会などの地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

家庭においては、法第9条に示されているとおり、子の教育について第一義的責任を有するものであるため、いじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導や、いじめを受けた場合には適切に保護するよう努めることが大切である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局など）との適切な連携が必要であり、平素から、学校と教育委員会と関係機関のそれぞれの担当者での連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が関係機関による取り組みと連携していくことも重要である。

第2 いじめ防止等のために町及び教育委員会が実施する施策

1 組織の設置

(1) 会津美里町いじめ問題対策連絡協議会（法第14条関係）

町は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を円滑に進めるため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、児童相談所、法務局、警察、民生児童委員協議会、教育委員会等の関係者により構成される「会津美里町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「いじめ問題対策連絡協議会」という。）を設置する。

(2) 会津美里町いじめ問題調査委員会（法第14条・第28条関係）

教育委員会は、いじめ事案や重大事態について当事者間の関係の調整及び調査の必要がある場合には、法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、「会津美里町いじめ問題調査委員会」（以下「いじめ問題調査委員会」という。）を設置する。当該委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 会津美里町いじめ問題再調査委員会（法第30条関係）

町長は、いじめに係る対処又は同種の事態の発生の防止のため必要がある場合には、法第30条第2項の規定に基づき、「会津美里町いじめ問題再調査委員会」（以下「いじめ問題再調査委員会」という。）を設置する。当該委員会も「いじめ問題調査委員会」と同様に、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保するよう努める。

2 いじめ防止等のための施策

町及び教育委員会は、各学校の教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりの健全な成長を図り、いじめを許さず、安心して通える学校づくりが行われるよう指導及び必要な支援を行う。

また、福祉、医療、警察等の関係機関と一体となって、いじめの防止、早期発見及び対処のための施策を総合的に推進する。

(1) いじめの防止

① 幼児期における取組み

いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他

の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

②認め合い高めあう学級づくり

すべての教育活動の基盤である学級づくりは重要であり、毎時の授業により児童生徒が互いの意見や考えを尊重し合う雰囲気醸成する。また、Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）等を活用し互いに高めあう人間関係づくりに努める。

③授業の充実

「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的人間関係を育成する」という生徒指導の3機能を生かした授業やわかる授業の展開こそ、いじめ防止には最も重要であり、教員の指導力向上に向けて研修の充実を図る。町学校教育指導委員会において、すべての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるような授業の構築を図る。

④道徳教育の充実

各学校における道徳教育を推進する教員を中心とした指導体制づくりや、道徳の時間における多様な指導方法等の工夫、道徳の授業公開の積極的な実施、家庭や地域社会との連携強化等を行い、地域の伝統や歴史を踏まえながら、学校の教育活動全体を通して、互いに尊重しあう心を育てるなど、道徳教育の充実を図る。

⑤体験活動の推進

児童生徒の発達の段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、社会奉仕活動、交流活動などを行うことにより、思いやりの心や規範意識などの育成を図る。

⑥教育相談体制の整備

町内すべての学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、教育委員会には、スクールソーシャルワーカーや教育相談員等を配置し、子ども達や保護者の多様化する悩みに対応する相談体制の整備を図る。

⑦情報モラル教育の推進

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民法上の損害賠償請求の対象になりえるなど、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童生徒に対し具体的に理解させる。また、情報モラルや情

報リテラシー(情報活用能力)に関する教育を推進するとともに、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。

⑧地域ぐるみによる学校支援の促進

教員、保護者、地域の大人が相互に情報を共有し、スクラムを組みながら課題解決に向けて取り組む体制づくりに努める。学校代表・保護者代表・民間代表で構成する、本町の「学校改善委員会」を活用し、中学校区を単位として、教育課題の共有及び課題解決に向け実効ある取組を推進する。

⑨家庭教育力向上のための支援体制の充実

いじめ防止をはじめ心の教育充実のためには家庭の教育力向上は重要であり、子育て意欲を高め、自信を持って親としての役割を果たせるように、スクールソーシャルワーカーを活用するとともに関係機関との連携強化に努める。

また、「みさと運動」をはじめとした様々な取組みによる基本的な生活習慣の確立や、親力アップのための研修会の充実などにより、家庭の教育力向上を図る。

⑩特別支援教育の理解と充実

特別な支援を要する子どもに対する教育の充実を図るとともに、すべての保護者や児童生徒が、特別な支援を要する子どもに対しての理解を深めることにより、一人ひとりの違いを認め、受け入れ、いじめや差別の無い学校及び社会を目指す。

(2) いじめの早期発見及び対処

①教育委員会は、学校訪問を行い、いじめ等問題行動の未然防止、早期発見及び適切な対応について指導助言するとともに、いじめ問題に迅速に対応する。

②いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談、その他の必要な措置を講ずるよう指導し、その取組状況を把握する。また、各校の取組状況を検証し、校種間や学校間の連携を図るとともに、いじめ等問題行動に対する適切な対応や校内体制の充実に向けて指導・助言する。

③いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及びPTA等各種団体との連携の強化など、必要な体制の整備を行う。また、いじめ等の実態調査をもとに地域や保護者への啓発活動を行う。

第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条関係）

学校は、国の基本方針、県・町の基本方針を参酌し、学校の実情に応じて、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

なお、学校基本方針には以下の内容を盛り込むこととする。

- ①いじめの防止等の対策のための組織
- ②いじめの未然防止のための取組
- ③いじめの早期発見のための取組
- ④いじめに対する措置
- ⑤年間計画
- ⑥評価と改善

2 いじめの防止等の対策のための組織（法第22条関係）

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、かつ組織的に対応するため、中核となる常設の組織を置くものとする。

また、必要に応じて心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者など外部専門家が参加しながら対応するものとする。

(1) 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 留意事項

- ・学校いじめ対策組織は、学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止への取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。
- ・当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報を的確に共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒方の訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ・当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導にかかわる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- ・当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、適切に対応する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集

団づくりを行う。

なお、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくとともに、指導にあたっては、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、「いじめの芽」や「いじめの兆候」もいじめであるとの認識のうえ、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

また、アンケート調査や個人面談の結果については、教育委員会へ報告する。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめへの対処

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反する場合がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、心理・福祉等の専門家の助言、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること。
(被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)

- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

第4 重大事態への対処（法第28条関係）

1 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合である。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行うこととする。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

3 調査の趣旨及び調査主体について

調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合がある。学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。

4 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、以下の組織を設ける。

教育委員会が調査の主体となる場合の組織は、「いじめ問題調査委員会」とする。

この組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることで当該調査の公平性・中立性を確保する。

学校が調査の主体となる場合の組織は、法第22条の規定に基づいて学校に設置されている「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成された組織とする。

5 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校は事実にしっかりと向き合い、いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習等の支援を行う。

これらの調査を学校が主体となって行う場合には、事案の重大性を踏まえ、積極的に

教育委員会に指導・支援を要請するとともに、関係機関ともより適切に連携して対応する必要がある。

(2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する
- ・詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である
- ・調査を行う組織については、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めるために、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情

報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意を払い、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

(3) その他留意事項

教育委員会は、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。その場合、学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

6 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校及び教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うことが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明を行うことが必要である。

(2) 調査結果の報告

教育委員会は調査結果について、町長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会はいじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に提出する。

7 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「いじめ問題再調査委員会」を設置し、再調査を実施することができる。

この組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることで当該調査の公平性・中立性を確保する。

なお、再調査についても調査時と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査結果を踏まえた措置等

町長は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、再調査結果について議会に報告する。

第5 その他

1 基本方針の見直し

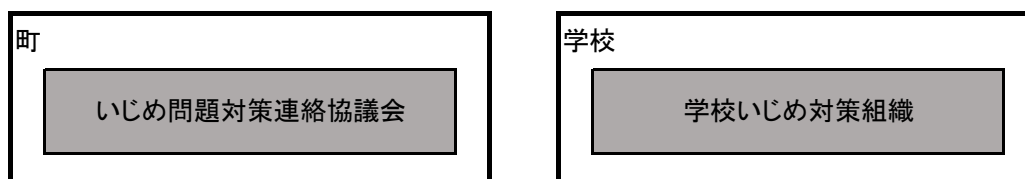
国・県の基本方針及び町の教育行政方針の見直しがあった場合は、それに基づいて見直しを行う。

2 その他

教育委員会は、町立小中学校における「学校いじめ防止基本方針」について、それぞれの策定・実施状況を確認し、必要に応じて指導助言を行うとともに、各校の策定状況を公表する。

3 組織図等

(1) 通常時組織図



(2) 重大事態への対応フロー図

